

令和7年度第1回山梨県情報公開審査会 議事録

- 1 日 時 令和7年6月30日（月） 午前10時～午前10時40分
- 2 場 所 山梨県庁北別館3階 労働委員会東側予備室
- 3 出席者（敬称略・50音順）
（委 員）芦沢幸彦、伊藤智基、大島わかな、平井貴美代、八巻力也
（事 務 局）行政法務課 水上課長、渡辺総括課長補佐、文書・情報公開担当（3人）
- 4 傍聴者数 0人
- 5 会議に付した議題
(1) 山梨県情報公開審査会傍聴要領の改正について
(2) 令和6年度山梨県情報公開条例の施行状況について
- 6 議事の概要

会長互選及び会長代理の指名（公開）

- 委員の互選により、伊藤委員を会長に選任 —
- 伊藤会長の指名により、八巻委員を会長代理に選任 —

(1) 山梨県情報公開審査会傍聴要領の改正について（公開）

（議長）

山梨県情報公開審査会傍聴要領の改正について、事務局から説明を求める。

— 事務局説明 —

（議長）

ただいまの説明について、何か質問、意見等あるか。

— 意見・質問なし —

（議長）

特に意見がないようであれば、原案のとおり改正することとしてよろしいか。

（各委員）

— 賛意表明 —

（議長）

それでは、原案のとおり改正することとする。

(2) 令和6年度山梨県情報公開条例の施行状況について（公開）

（議長）

次に、令和6年度山梨県情報公開条例の施行状況について、事務局から報告を求める。

— 資料により報告 —

（議長）

開示請求は一定数あるものの、当委員会に関係する審査請求は一昨年度1件、昨年度0件ということが分かった。

ただいまの事務局の報告について、何か質問、意見等あるか。

（委員）

不開示理由の内訳に不存在というものがあつたが、不存在の場合には、ただ「存在しない」とするのではなく、例えば「保存期間の5年が経過しているため存在しない」など、丁寧な理由を説明しているか。具体的な実務としてはどのようにしているのか。

（事務局）

不存在の不開示決定をする場合は、存在しない理由も付記して不開示決定をしている。

例えば、「作成し、又は取得していないため存在しない」、「保存期間が経過し廃棄したため存在しない」、「探索したが存在を確認できなかった」などと記載している。

（議長）

処分理由をできる限り具体的に示すことが理由付記の趣旨だと思うので、不存在の不開示決定をする場合には、できるだけ丁寧な説明をしてもらえればと思う。重要な御指摘感謝する。

（委員）

開示請求者から決定内容への苦情等が寄せられた場合、事務局（行政法務課）で対応することはあるのか。

（事務局）

開示請求者から決定内容について疑義等が寄せられれば、不開示決定等を行った実施機関において説明を行うこととなる。事務局では、審査請求がなされ、審査庁から諮問がなされた場合に情報公開審査会に関する事務を行うこととなる。

（委員）

開示請求の内容別状況で2番目に多い「衛生関係」とはどのようなものか。新型コロナウイルスの関係か。

（事務局）

例えば、旅館業や宿泊業の許可施設の一覧等である。

（議長）

毎年の推移を比較できるなど、データを残していくことは重要なことであると思う。今後も引き続きデータの収集及び集計に努めてもらいたい。

他に何か質問、意見等あるか。

— 意見・質問なし —

(議長)

それでは、以上で本日の議事を終了する。

(第1回審査会終了)

以上